

## 役員選挙規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(趣 旨)

第1条 この規定は、公益社団法人石川県作業療法士会（以下「本会」という。）定款第25条に基づき、本会の役員選挙に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 定款第25条に規程する選挙を行うために、選挙管理委員会を設置する。

(選挙管理委員の構成)

第3条 選挙管理委員は理事以外の2名により構成する。そのうち1名は、委員長とする。

- 2 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 委員長及び委員の任期は定款30条の役員の任期に準ずる。
- 4 委員長は選挙の公正を期すために、委員補佐若干名を会員の中から指名することができる。委員補佐は選挙会場運営及び開票の補佐を行なう。

(総会議事運営と選挙)

第4条 選挙は、議長より選挙に関する議事委託を受けて開始される。議場での移動及び選挙結果の報告等、総会運営に影響する事項は、事務局長と連絡を保ちながら行なうものとする。

(事務局との関係)

第5条 選挙管理委員会はその業務を行なうにあたり、立候補者の資格の確認、印刷物の発注発送等について、必要に応じ、事務局と連携を持つ。

(選挙公示と立候補の締切)

第6条 選挙管理委員会は投票日の40日以前に、選挙期日、選挙すべき役員定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受付けなければならない。

ただし、立候補の締切日は投票日の30日以前とする。

- 2 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

第7条 理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。この場合の書式は、別紙第1号様式に準じて作成するものとする。

- 2 推薦による立候補は、3名以上の推薦者を必要とし、推薦者の代表が文書

## 役員選挙規程

で届出るものとする。その書式は別紙第2号様式1に準じて作成するものとする。この場合は、本人の承諾書を添えるものとする。その書式は別紙第2号様式2に準じて作成するものとする。

(理事会による立候補の推薦)

第8条 立候補者が定数に満たない時は、理事会が定員の同数の候補者を推薦する。その書式は、別紙第3号様式1に準じて作成するものとする。この場合本人の承諾書を添えるものとする。その書式は別紙第3号様式2に準じて作成するものとする。

(届出受理証の発行)

第9条 選挙管理委員会は、第7条及び第8条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その書式は、別紙第4号様式に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

第10条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(選挙の方法)

第11条 選挙は、総会において出席者の直接無記名投票により行なう。

(投票用紙の様式)

第12条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の順序と投票の様式)

第13条 役員選挙と投票の様式は次のとおりとする。

- (1) 理事 (15名以上18名以内記号式投票)
- (2) 監事 (2名記号式投票)

(開票立会人)

第14条 開票に際し立会人2名をおく。立会人は選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第15条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上とする。

(無効投票)

第16条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の記号以外のものを記載したもの。

## 役員選挙規程

(2) 定められた欄以外の場所に記載したもの。

(3) 第13条に規定する数を越える記載をしたもの。

(当選人の確定)

第17条 複数記号式投票の場合は、得票数の多い者より順次当選を決める。

2 当選人を決めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会場においてくじを作成、これを総会議長が引き、定める。

(無投票当選)

第18条 立候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

(選挙運動)

第19条 選挙運動は次の通りとする。

(1) 選挙管理委員会は、候補者の氏名、意見等を掲載した選挙公報を1回発行しなければならない。

(2) 候補者及び推薦者代表が、選挙公報に氏名、意見等の掲載を希望するときは、その掲載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

(改 廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。